

令和5年度千葉県コミュニケーションロボット

導入支援事業費補助金申請手続き

※本書は千葉県コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金（以下補助金）の申請を考えている事業者向けに内容をまとめたものです。

詳細については千葉県コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付要綱（以下要綱）、及び千葉県コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付要領（以下要領）を御確認ください。

■ 1 事業の目的（要綱第1条抜粋）

介護事業所における入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上を図るモデルとなる取組を支援するため、コミュニケーションロボットの導入に要する経費について、補助金を交付する。

■ 2 補助対象事業者（要綱別表）

千葉県内（千葉市を除く）に所在する以下の事業所・施設を運営する事業者。

【事業所】

- 1 通所介護事業所
- 2 地域密着型通所介護事業所
- 3 療養通所介護事業所
- 4 認知症対応型通所介護事業所
- 5 通所リハビリテーション事業所
- 6 小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）
- 7 看護小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）

【施設】

- 8 短期入所生活介護事業所
- 9 短期入所療養介護事業所
- 10 介護老人福祉施設
- 11 地域密着型介護老人福祉施設
- 12 介護老人保健施設

- 13 介護医療院
- 14 介護療養型医療施設
- 15 認知症対応型共同生活介護事業所
- 16 養護老人ホーム
- 17 軽費老人ホーム
- 18 有料老人ホーム
- 19 サービス付き高齢者向け住宅

■ 3 補助対象となるコミュニケーションロボット（要綱第2条）

（1）目的要件

日常生活支援における、コミュニケーションの場面において使用され、双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上に効果のあるロボットであること。

（2）技術的要件

高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができるロボットであること

（3）市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボットであること。

■ 4 補助対象経費（要綱別表）

（1）当該年度に要するコミュニケーションロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費。

（2）本補助金により導入した機器に係る保守・サポート費、導入設定費、セキュリティ対策費等の経費。

■ 5 補助の対象とならないもの

- ・消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用。
- ・通信環境整備に係るWi-Fi環境を整備するために必要な経費。

■ 6 補助金の交付額（要綱別表）

補助対象経費の5分の4を補助する。ただし、千円未満は切捨てとする。

補助限度額は1台につき、補助対象経費（1）～（2）を含め、100万円とする。

■ 7 補助上限台数（要綱別表）

（1）事業所

1事業所あたり2台とする。

（2）施設

利用者の定員数に応じて、1施設あたり以下の表のとおりとする。

利用者定員数	上限台数
20名以下	1台
21名以上40名以下	2台
41名以上60名以下	3台
61名以上80名以下	4台
81名以上	5台

ただし、個別の事情により上限台数を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、上限台数を上乗せすることができる。

■ 9 募集期間

令和5年6月15日（木）～7月14日（金）

※県の予算額を超える応募があった場合には、公平性や補助効果を勘案して、予算額の範囲内で補助対象事業者を決定するほか、補助台数及び補助額を調整することがあります。

※提出書類が足りない場合は、申請は受けませんので、不足している書類は募集期間内に必ず提出してください。

※事前申請は必ず必要です。

